

平成31年度の在宅医療関連施策の概要について

資料 1 - 2

医療政策室所管分

No.	事業名称	事業概要	予算額（千円）			市町村 支援	体制 整備	人材 育成	普及 啓発
			H31	H30	増減				
1	在宅医療推進事業								
①	広域型在宅医療連携拠点運営支援事業(★)	<p>複数の市町村を事業区域とする在宅医療連携拠点を設置する場合の経費の一部を補助する。</p> <p>事業期間：平成30年～平成32年 補助対象者：市町村、NPO等 補助要件：下記のいずれかに該当する場合 ① 複数の市町村を事業区域とする在宅医療連携拠点を設置する場合 ② 既存の在宅医療連携拠点の事業実施区域を、複数の市町村を含む事業実施区域に拡大する場合</p> <p>補助基準額：4,657千円×4圏域 (初年度：定額、2年目：2/3、3年目：1/3)</p> <p>補助対象経費：在宅医療連携拠点設置に係るコーディネーター等の人件費、相談支援等の活動に係る事務経費、光熱費等の管理費等</p>	9,314	18,628	△ 9,314	○	○		
②	在宅医療介護連携圏域会議事業(★)	<p>保健所が実施する、広域の在宅医療・介護連携に資する会議や研修、市町村への側面支援等の取組について予算を措置し、広域的な在宅医療・介護連携の体制構築等を推進する。(県型保健所9か所分の活動費等を措置)</p>	2,154	2,132	22	○		○	○
③	新人等訪問看護師人材育成プログラム作成事業(★)	<p>平成30年度に作成した新人の訪問看護師を雇用し体系的に育成するためのプログラムを活用し、モデル的な人材育成等を図る。</p> <p>【委託先】：県看護協会 【委託内容】： ○訪問看護に関する課題の検討の場等の開催（プログラムの評価見直し、管理者が人材育成を行う際に留意すべき事項の整理） ○プログラムを作成した新人訪問看護師のモデル的な育成の実施 ○プログラムの周知等の実施</p>	5,713	1,345	4,368		○	○	

注：★は医療介護総合確保基金を活用した事業であり、国の予算内示の状況等においては、予算額が変更となる可能性があること。

No.	事業名称	事業概要	予算額（千円）			市町村 支援	体制 整備	人材 育成	普及 啓発
			H31	H30	増減				
2 在宅医療支援体制事業									
④	在宅医療支援体制事業(★)	<p>県医師会の設置する「在宅医療支援センター」の運営及び在宅医療に従事する医師の負担軽減に向けた取組に係る経費を補助する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県医師会医療支援センターの設置・運営 ○市町村職員研修、小児在宅医療研修等、県委託研修等の実施 ○郡市医師会等に対する在宅医療人材育成研修等の企画支援 等 	13,189	16,866	△ 3,677		○		
3 在宅医療人材育成基盤事業									
⑤	在宅医療推進協議会(★)	県の在宅医療推進のための方策等を検討するための会議を開催する。	300	300	0		○		
⑥	在宅医療人材育成研修事業(★)	<p>○各専門職等や、行政職員の知識・技術習得等の向上を目的とした研修を実施する。</p> <p><医療従事者向け></p> <ul style="list-style-type: none"> ①医師向け：13郡市医師会 ②歯科医師向け：県歯科医師会 ③薬剤師向け：県薬剤師会 ④訪問看護師向け：県訪問看護ステーション協議会 <p><介護関係者向け></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤介護支援専門員向け：県介護支援専門員協会 ⑥介護施設職員（看護職員・管理者等）向け <p><国派遣研修の伝達研修等></p> <p>国の開催する各専門研修等の参加者等による伝達研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦【新規】小児在宅医療研修 <p><行政・地域住民等向け></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨市町村職員向け：初任者向けの在宅医療の基礎的な知識習得研修、在宅医療・介護連携の具体的な手法等を学ぶ実務者研修を実施 ⑩地域住民向け：在宅療養、看取り等の普及啓発を図る公開講座等を開催 	11,701	10,259	1,442			○	○

注：★は医療介護総合確保基金を活用した事業であり、国の予算内示の状況等においては、予算額が変更となる可能性があること。

No.	事業名称	事業概要	予算額（千円）			市町村 支援	体制 整備	人材 育成	普及 啓発
			H31	H30	増減				
4 アドバンス・ケア・プランニング普及啓発事業									
⑦	アドバンス・ケア・プランニング普及啓発事業(★)	ACPの医療・介護従事者や県民等への効果的な普及を図るもの。 ○ACPの効果的な普及啓発の方策等を検討するための会議の設置 ○医療機関・介護施設等で相談できる体制を整備するための相談員研修会 ○県民の理解を促進するためのリーフレットの作成や、市民公開講座の開催	3534	0	3,534	○			○
5 在宅歯科医療関係事業（地域医療推進担当所管事業）									
⑧	在宅歯科医療連携事業(★)	岩手県歯科医師会に「在宅歯科医療連携室」を設置し、在宅歯科医療の実施診療所等の紹介に関する業務や、在宅歯科医療機器の貸出に関する業務を実施することで、歯科と医科・介護等の他分野との連携体制の構築を図る。	2,531	3,235	△ 704		○		○
⑨	在宅歯科医療研修事業(★)	在宅歯科医療及び口腔ケア等のプロフェッショナルケアについての専門性を持つ歯科医師を養成するための研修及び当該研修の実行委員会の設置に係る経費の一部を補助するもの。	534	534	0			○	
⑩	在宅歯科診療設備整備費補助(★)	歯科診療所に在宅歯科訪問診療を行うために必要な医療機器等を整備する場合の経費の一部を補助 補助要件：在宅歯科医療研修を修了した歯科医師が勤務する診療所 補助基準額：3,638千円(補助率2/3)	24,250	24,250	0		○		
6 訪問看護関係事業（医務担当所管事業）									
⑪	新人看護職員研修事業(★)	医療機関が実施する新人看護職員研修に係る経費の一部を補助する。 <訪問看護師1名を雇用する場合> H29まで：補助基準額：440千円（補助率1/2） ↓補助基準額を倍増 H30以降：補助基準額：801千円（補助率1/2）	16,374	18,221	△ 1,847		○	○	
⑫	看護職員確保対策費（訪問看護ステーションと医療機関との相互研修）(★)	訪問看護ステーションと医療機関との相互研修を実施し、双方の理解促進及び技術習得等を図る。	395	395	0		○	○	

注：★は医療介護総合確保基金を活用した事業であり、国の予算内示の状況等においては、予算額が変更となる可能性があること。

No.	事業名称	事業概要	予算額（千円）			市町村 支援	体制 整備	人材 育成	普及 啓発
			H31	H30	増減				
7 訪問看護関係事業（医務担当所管事業）									
⑬	看護職員確保対策費 （認定看護師等育成支援事業 費）（★）	認定看護師や専門看護師及び特定行為を行う看護職員の育成を支援するもの。 ○認定看護師教育課程（補助率：10/10、補助上限額：70万円） ○専門看護師教育課程（補助率：10/10、補助上限額： 〔初年度〕80万円、〔次年度〕60万円） ○特定行為研修（補助率：10/10、補助上限額：70万円）	12,389	21,114	△ 8,725		○	○	
⑭	看護職員確保対策費（看護師 等修学資金貸付金）（★）	看護職員養成施設及び大学院に在学する者に対し修学資金を貸し付けるとともに、卒業後に県内の特定施設等において一定の期間勤務すれば償還を免除することで県内の看護職員等の確保及び資質向上を図る。 ○貸付額 月額51,000～60,000円以内（看護師・正規の修学期間） ○介護予防訪問看護ステーションで5年間継続して勤務すれば償還免除	196,110	160,799	35,311		○	○	
参考：他課が所管する在宅医療関連事業									
1 長寿社会課所管分									
⑮	地域包括ケアシステム基盤確 立事業（★）	地域包括ケアシステムの構築に向けた新たな制度の円滑な実施と安定的な運営を確保するため、関係団体と連携を図りながら市町村等への支援を行う。（入退院調整支援ガイドラインのフォローアップ等）	20,364 の内数	20,279 の内数	85	○	○	○	
⑯	介護職員等医療的ケア研修事 業（★）	介護職員への医療行為（たん吸引や経管栄養のうちの一定の行為）の解禁を踏まえ、医療的ケアが必要な高齢者等が入所する施設等の職員を対象に研修を行う。	18,819	16,864	1,955		○	○	
⑰	老人福祉施設整備費補助	市町村、社会福祉法人及び医療法人等が行う施設整備（創設、増築、改築、改修）に要する経費に対し、直接補助を行うもの。 ○訪問看護ステーション（創設4,000千円／施設数）	436,586 の内数	569,625 の内数			○		

注：★は医療介護総合確保基金を活用した事業であり、国の予算内示の状況等においては、予算額が変更となる可能性があること。

No.	事業名称	事業概要	予算額（千円）			市町村 支援	体制 整備	人材 育成	普及 啓発
			H31	H30	増減				
2 健康国保課所管分									
⑱	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業費補助	在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者の健康維持とその福祉の増進に資するため、市町村が行う当該障がい者への酸素濃縮器使用に係る電気料金の助成事業の経費の一部を補助する。	3,249	3,430	△ 181			○	
⑲	薬局機能強化・連携体制構築事業	患者が住み慣れた地域で安心して生活し続ける地域の実現のため薬局間・医療機関等との連携体制を構築し、「患者のための薬局ビジョン」の推進などや薬剤師の確保に向けた支援を行なうもの。	3,599		3,599		○	○	
3 障がい保健福祉課所管分									
⑳	在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業	県内に所在する短期入所事業所のうち、県知事が認める事業所において、市町村が短期入所を利用した日数に応じて定める障害者総合支援法で定める介護給付費に上乗せして介護給付費を給付する事業に対して補助する。	4,494	5,386	△ 892		○		
㉑	在宅超重症児（者）等短期入所事業所機器整備費補助	市町村が県内に所在する短期入所事業所のうち、県知事が認める事業所を設置する法人に対し、受入体制整備に必要な機器等の購入費を補助する。	7,400	7,400	0		○		
㉒	重症心身障がい・発達障がい支援者育成事業（重症心身障がい児等支援者育成事業）（★）	訪問看護ステーション等の看護職員や、相談支援事業所等の相談支援専門員等に対して、重症心身障がい児・者の健康状態を的確に把握し、重症心身障がい児・者や発達障害者等に適切な対応を行う技能を身につけるための研修を行う。	9,690	10,310	△ 620		○	○	
㉓	重度訪問介護利用促進支援事業費補助	重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し補助を行う。	70,817	80,606	△ 9,789	○	○		
㉔	重症心身障がい・発達障がい支援者育成事業（医療的コーディネーター養成事業）	重症心身障がい児を含む医療的ケア児に対する、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行う医療的ケア児等コーディネーターの養成を実施する。	1,852	0	1,852		○	○	

注：★は医療介護総合確保基金を活用した事業であり、国の予算内示の状況等においては、予算額が変更となる可能性があること。